

# 経営相談 Q&A

## 「ユースエール認定制度」について

Q

私は、プラスチック製品を製造する中小企業の代表者です。当社では将来の業容拡大を見据え、若者の採用を積極的に行いたいと考えています。若者の採用を積極的に行う中小企業を支援する厚生労働省所管の制度があると聞きました。制度の内容と利用するメリットについて教えてください。

A

厚生労働省では、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度を平成27年10月からスタート（平成29年4月、認定基準の一部変更）させています。本制度によって国は認定企業の情報発信を後押しすること等により、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチング向上をサポートします。

### ■ 「ユースエール認定企業」として認定されることのメリットは以下の6点です。

#### 【①ハローワーク等で重点的PRの実施】

「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」等の支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業等に関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」等にも企業情報が掲載されますので、御社の魅力を広くアピールすることができます。

#### 【②認定企業限定の就職面接会等への参加】

各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会等について積極的な案内を受けられ、正社員就職を希望する若者等の求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。

#### 【③自社の商品、広告等に認定マークの使用が可能】

認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品、広告等に付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。

#### 【④若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算】

若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成措置を活用する際、一定額が加算されます。

- (1) キャリアアップ助成金
- (2) キャリア形成促進助成金
- (3) トライアル雇用奨励金
- (4) 三年以内既卒者等採用定着奨励金

#### 【⑤日本政策金融公庫による低利融資】

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から-0.65%での低利融資を受けることができます。

#### 【⑥公共調達における加点評価】

公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。

## ■ユースエール認定企業になるためには

以下に記載されている認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

### <認定基準>

①学卒求人<sup>\*1</sup>等、若者対象の正社員<sup>\*2</sup>の求人申し込みまたは募集を行っていること

②若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること

③以下の要件をすべて満たしていること

- ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること

- ・直近3事業年度の正社員の新規学卒等採用者の離職率が20%以下（ただし、採用数が3人又は4人の場合は、離職者数が1人以下）

- ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員がゼロ

- ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上（有給休暇に準ずる休暇として職業安定局長が定めるものを含み、その日数は労働者1人当たり5日が上限。）

- ・直近3事業年度で、男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上<sup>\*3</sup>

④以下の雇用情報項目について公表していること

- ・直近3事業年度の新卒者等の採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数

- ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容

- ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合

⑤過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと

⑥過去に認定基準を満たさなくなったことによっ

て認定を辞退していないこと<sup>\*4</sup>

⑦過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと

⑧過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと<sup>\*5</sup>

⑨暴力団関係事業主でないこと

⑩風俗営業等関係事業主でないこと

⑪各種助成金の不支給措置を受けていないこと

⑫重大な労働関係法令違反を行っていないこと

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※3 男女ともに育児休業等の取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※4 ③④の基準を満たさず辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※5 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合である等）は取り消されます。

### <認定企業となるための手続き>

認定の申請に当たっては、所定の様式に必要書類を添付して、事業主の住所を管轄する都道府県労働局に提出します。認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書が交付されます。

平成29年1月31日現在の認定企業は全国で162社あり、そのうち奈良県内の企業は2社です。今後、本制度を最大限に活用し、企業業績の向上に繋げていきたいものです。

（丸尾尚史）